

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 貸倒れ処理の税務上の取り扱い

中国における貸倒引当金繰入、貸倒損失の税務上の取り扱いは日本と異なる点が多いため、今回は、会計上貸付金、売掛金などの金銭債権に対し、貸倒引当金繰入または貸倒損失が計上された場合の税務上の取り扱いを紹介します。

1 貸倒引当金繰入

1) 金融業・金融リース業の場合

税務上、下記の算式により算定された貸倒引当金繰入額が損金算入の限度額とされています¹。

期末貸付金など債権残高×1%－期首貸倒引当金限度額残高

即ち、洗替方式により計算された貸倒引当金繰入額は期末債権残高の1%を限度として損金の額に算入することが認められます。

2) 上記以外の業種の場合

税務上、貸倒引当金繰入額の損金算入が認められず、繰入額の全額が損金不算入とされます。

2 貸倒損失

法人の貸付金²以外の金銭債権について、次のような事実が生じた場合には、それぞれその事実を裏付けるための文書をもって貸倒損失として損金の額に算入されます³。

1) 債権が切り捨てられた場合

適用要件	該当要件の必要文書
債務者の破産	裁判所から発行された破産、清算公告
訴訟中の案件	裁判所から発行された判決書もしくは裁決書あるいは仲裁関連文書
債務者の営業停止	工商局から発行された債務者の営業取消し、抹消登記証明
債務者の死亡または失踪	公安局から発行された債務者の死亡・失踪証明
債務再編 ⁴	債務再編に関する契約書と債務者の債務再編による申告納税状況説明文
自然災害などの不可抗力	債務者災害状況説明文と債権放棄声明

2) 一定期間取引停止後弁済がない場合等

帳簿年齢3年以上の債権もしくは帳簿年齢1年以上で、かつ1回あたりの取引額が5万元以下または年間総売上高の0.01%以下の債権に対する貸倒損失は損金算入が認められます。

お見逃しなく！

なお、貸倒損失が損金算入と認められるには、上記文書らをもって事前に所轄税務署にて認可申請を行う必要があります。特に一定期間取引停止後弁済がない場合等による貸倒損失の損金算入にあたっては、事前申請制が適用されるほか、中国公認会計士より発行された、会計上当該金銭債権に対する貸倒損失の処理が妥当という結論の説明文（いわゆる専項報告書と呼ばれるもの）の添付が必須です。

¹ 「金融業貸付金の貸倒引当金繰入の損金算入に関する通知」（財税〔2012〕5号の2）。

² 貸付金に対する貸倒損失の取り扱いは、「企業資産損失の損金算入に関する通知」（財税〔2009〕57号）をご参考ください。

³ 「企業資産損失の損金算入管理弁法」（国税総局公告〔2011〕25号の22・23・24）。

⁴ 債務再編とは、代物弁済と債務免除をいう。